

別表解説

保育サービス	根拠規定		解説（例示）
認可保育所	国	児童福祉法第 39 条第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>区立認可保育園</u> ・ <u>私立認可保育園</u>
	都	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	
認定こども園（幼保連携型）	国	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ お茶の水女子大学こども園
	都	東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例	
認定こども園（保育所型、幼稚園型、地方裁量型）	国	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 1 項及び第 3 項	
	都	東京都認定こども園の認定要件に関する条例	
認証保育所	国	児童福祉法第 59 条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都認証保育所
	都	東京都認証保育所事業実施要綱	
家庭的保育事業等（家庭的保育事業（国事業）、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）	国	(1) 家庭的保育事業（国事業） 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項 (2) 小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項 (3) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項 (4) 事業所内保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育事業 ・ 小規模保育園 ・ 事業所内保育所
	区市町村	文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	
家庭的保育事業（都事業）	国	児童福祉法第 59 条	
	都	家庭的保育事業等実施要綱	
定期利用保育事業	都	東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期利用保育事業
緊急一時預かり事業	国	子ども・子育て支援法第 59 条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急一時保育事業
	都	東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱	
認可外保育施設利用支援事業 ベビーシッター利用支援事業	国	児童福祉法第 59 条	① ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） ⇒ <u>文京区事業名：ベビーシッター利用料助成事業</u> ② ベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型） ⇒ <u>文京区実施状況：新型コロナウイルス関係は「実施」、待機児童対策関係は「未実施」</u>
	都	認可外保育施設利用支援事業補助要綱 ベビーシッター利用支援事業補助要綱	
その他都又は文京区が認める事業			

(※) 網掛け部分の取扱いについて

網掛けの事業は、一時的な預かりの必要が生じた場合ごとに単発で利用する性質の保育サービスのため、サポート券交付申請時での保育サービス利用の有無については、現在の年齢に到達した誕生日（0歳の場合は誕生日）から申請日時点までの利用実績を回答してください。